

令和2年1月9日

森 法 務 大 臣 コ メ ン ト

先ほど、国外逃亡したカルロス・ゴーン被告人が記者会見を行ったが、今回の出国は犯罪行為に該当し得るものであり、彼はICPOから国際手配されている。

ゴーン被告人は、我が国における経済活動で、自身の役員報酬を過少に記載した有価証券報告書虚偽記載の事実のほか、自己が実質的に保有する法人名義の預金口座に自己の利益を図る目的で日産の子会社から多額の金銭を送金させた特別背任の事実などで起訴されている。

ところが、ゴーン被告人は、裁判所から、逃げ隠れしてはならない、海外渡航をしてはならないとの条件の下で、これを約束し、保釈されていたにもかかわらず、国外に逃亡し、刑事裁判そのものから逃避したのであって、どの国の制度の下であっても許されざる行為である。しかも、それを正当化するために、国内外に向けて、我が国の法制度やその運用について誤った事実を殊更に喧伝するものであって、到底看過できるものではない。

我が国の刑事司法制度は、個人の基本的人権を保障しつつ、事案の真相を明らかにするために、適正な手続を定めて適正に運用されている。

そもそも、各国の刑事司法制度には、様々な違いがある。例えば、被疑者の身柄拘束に関しては、ある国では広く無令状逮捕が認められているが、我が国では、現行犯等のごく一部の例外を除き無令状の逮捕はできず、捜査機関から独立した裁判官による審査を経て令状を得なければ捜査機関が逮捕することはできない。このように身柄拘束の間口を非常に狭く、厳格なものとしている。

刑事司法制度は各国の歴史や文化に基づき長期間にわたって形成されてきたものであり、各国の司法制度に一義的な優劣があるものではなく、刑事司法制度の是非は制度全体を見て評価すべきであり、その一部のみを切り取った批判は適切ではない。

身柄拘束に関する不服申立て制度もあり、罪証隠滅のおそれがないければ妻との面会なども認められる。全ての刑事事件において、被告人に公平な裁判所による公開裁判を受ける権利が保障されている。

そして、我が国は、これまでの警察や検察、司法関係者と国民の皆様の努力の積み重ねにより、犯罪の発生率は国際的にみても非常に低く、世界一安全な国とってよいものと考えている。

もちろん、様々なご指摘があることは承知しており、これまでも、時代に即して制度の見直しを続けてきたものであり、今後もより良い司法制度に向けて不断に見直しをしていく努力は惜しまない。

我が国の刑事司法制度が世界中の方々に正しく理解していただけるよう、今後も、情報提供を行い疑問に答えてまいる所存である。

ゴーン被告人においては、主張すべきことがあるのであれば、我が国の公正な刑事司法手続の中で主張を尽くし、公正な裁判所の判断を仰ぐことを強く望む。

政府として、関係国、国際機関等とも連携しつつ、我が国の刑事手続が適正に行われるよう、できる限りの措置を講じてまいりたい。